

山口県後期高齢者医療広域連合告示第4号

山口県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例（平成19年山口県後期高齢者医療広域連合条例第26号）に基づき、別紙のとおり告示する。

平成19年5月10日

山口県後期高齢者医療広域連合長 野村 興



平成18年度 財政状況の公表

「山口県後期高齢者医療広域連合」設立の経緯・目的

国の医療制度改革により、「健康保険法等の一部を改正する法律」が平成18年6月に公布され、平成20年度から75歳以上の後期高齢者を対象とした新たな医療制度が創設されることとなりました。

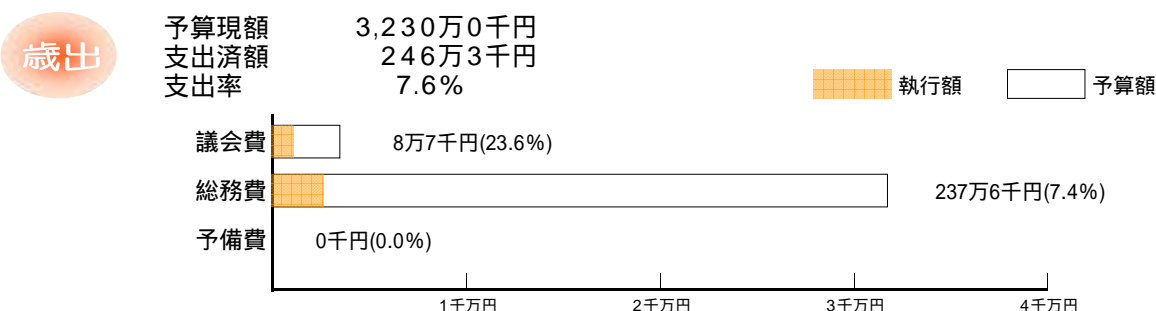
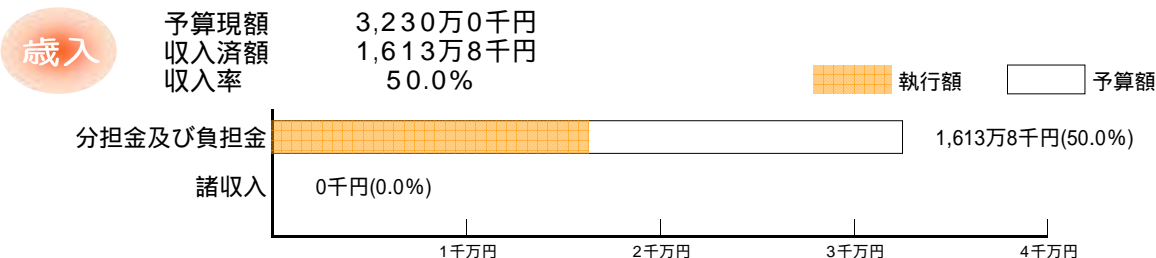
この新たな後期高齢者医療制度の運営主体として、都道府県毎に全市町村が加入する広域連合を平成18年度中に設立することとされ、本県では平成19年2月1日に「山口県後期高齢者医療広域連合」を設立しました。

平成19年2月1日にスタートした「山口県後期高齢者医療広域連合」の予算について、平成19年3月31日までの執行状況をお知らせします。

「山口県後期高齢者医療広域連合」における平成18年度予算は、広域連合の初度設備費と運営に係る諸経費及び事務局職員の派遣に係る人件費等を所要の経費として見込み、そのほとんどは構成市町である県内22市町の負担金を歳入として編成したものです。

- 1 出納整理期間の平成19年5月31日までは現金の受払いがあるため、平成18年度決算額は今回の数値と異なります。
- 2 表示単位未満の数値は四捨五入しています。

一般会計予算の執行状況



広域連合財産

区分	現在高
公有財産	なし
物品(重要物品)	なし
債権	なし
基金	なし

地方債の額

地方債とは、特定の財源に充てる目的で資金を借り入れることで、長期にわたる債務です。

年度末現在高 0円

一時借入金

一時借入金とは、年度途中で一時的に資金が不足する場合に借り入れる借入金です。

年度末現在高 0円